

EU から地域統合のガバナンスを考える

2012 年 5 月 15 日 担当：濱本正太郎

予習課題

「EU とは何か」という問に対しては——こういう形式の問にどれだけ意味があるかは別にして——、「それは連邦国家でも国際機構でもない、*sui generis* な政体である」という答が返ってくるのが通例である。では、どのような意味において *sui generis* なのだろうか。そして、そのような政体・統治のあり方は、「グローバル」・「ガバナンス」にどのような示唆を与えるだろうか。

I. なぜ EU が必要なのか

EUの目的は[EU条約\(Treaty on European Union\)](#)¹前文および3条に定められている。これら目的を実現するために、なぜEUというしくみが必要なのだろうか。1951年の欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)および1957年の欧州経済共同体(EEC)・欧州原子力共同体(Euratom)は、第三次世界大戦による欧州の破滅および米ソ両超大国間での欧州の埋没という二つの危機感から成立したと考えられている。しかし、それから60年ほど経つ現在、同じ理由で現在のEUが存在しているとは考えにくい²。では、なぜ現在EUが必要なのか。それを考えるためには、EUが何をどのように実現しようとしているかを知る必要がある。

II. EU の権限

EUがどのような任務を負っているか(どのような権限を有しているか)を知るためには、まずはEU条約・EU運営条約([Treaty on the Functioning of the European Union](#))³を見

¹ EU条約(マーストリヒト条約)は、1992年の採択以来数度の改正を経ている。直近の修正は2009年発効のリスボン条約によりなされており、それら改正を取り込んだものがリンク先の“Consolidated Version”である。

² EUの歴史につき、ごく概略的にはEUウェブサイト[The History of the European Union](#)を参照。詳細は、遠藤乾(編)『ヨーロッパ統合史』(名古屋大学出版会、2008年)および遠藤乾(編)『【原典】ヨーロッパ統合史・資料と解説』(名古屋大学出版会、2008年)。

³ 基は、1951年のECSC設立条約および1957年のEEC設立条約であり、数多くの改正を経て、リスボン条約以来このような名称となっている。「EUのはたらきに関する条約」と訳すのが最も原語に忠実であろうが、一般には本文中のとおり、あるいは「EU機能条約」と訳されている。英語正文はEU条約と同じファイルに含まれている。

る必要がある。上記ファイル (EU官報) 3 頁以下の目次を見るのが簡便である。

条約には、条約目的・機構的構造のほか、EU の権限に関する条文が多く置かれている。具体的には、EU 条約の Title V および EU 運営条約の Part Three, Part Four, Part Five である。条約の目次を見ながら (本文を読む必要までではない——読むにこしたことはないが)、EU の広報誌『EU を知るための 12 章』([日本語版](#)・[EU 各公用語版](#) [リンク先の 15+years。言語は右上で選択可]) の 5 章以下を精読しておくこと。EU が権限を有する分野における活動の実際については、[EU ウェブサイト](#)を参照。どれか一つの分野だけで構わないので、内容をざっと見ておいて頂きたい。

III. EU の機構的構造

上記の任務を果たすために、EU はどのような機構的構造を備えているか。それは、EU 条約の Title III および EU 運営条約の Part Six, Title I に定められている。上記『12 章』の 4 章を読んでおくこと。加えて、[欧州理事会](#)・[EU 理事会](#)・[欧州議会](#)・[欧州委員会](#)・[EU 司法裁判所](#) (欧州司法裁判所ともいう)・[欧州中央銀行](#)については、ウェブサイトを眺めてきておくこと。

なお、the European Council, the Council of the European Union, [the Council of Europe](#) の 3 者は混同しやすいので注意されたい。最後のものは欧州評議会であり、EU とは別個の機構である。[欧州人権条約](#)および[欧州人権裁判所](#)はこちらの管轄であり、EU の条約・機関でないことにも注意すること。

IV. 法的観点から見た EU の特質

A. 法規範定立過程の種類

EU 条約・EU 運営条約に様々な規定があるにせよ、実際の活動を行う際にはさらに詳細な規範を定める必要がある ([分野別一覧](#))。これら規範は、条約に基づいて策定されるため、「派生法 droit dérivé」や「二次立法 secondary legislation」と呼ばれる。[その種類](#)は、EU 運営条約 288 条に定められている規則(regulation)・指令 (命令) (directive)・決定(decision)の 3 種である。

どの法形式を選択するかは、EU 運営条約に定められている。すなわち、事項ごとに、どのような法形式が適切であるかは、EU 運営条約交渉過程において政治的に決定されるのである。採るべき法形式が特定されていない場合 (例、EU 運営条約 48 条) は、いずれの形式を用いても良いと理解されている。

なお、以下に示す例も含め、派生法は全て [Eur-Lex](#) で検索できる。

1. 規則

規則は、一般的規範である。これは、個別名宛人に対して個別事項につき定められる個別的規範ではないことを意味する。たとえば、食品安全に関する EC 規則 178/2002 (2002 年に定められた 178 番目の規則、という意味) は、18 条 2 項において次のように定める。

“Food and feed business operators shall be able to identify any person from whom they have been supplied with a food, a feed, a food-producing animal, or any substance intended to be, or expected to be, incorporated into a food or feed.”

規則は、直接適用可能である。

2. 指令

指令も、一般的規則である。規則との違いは、達成されるべき結果を示すのみで、その結果を達成するためにどのような措置を執るかは構成国に委ねられている、という点にある。たとえば、たばこの箱に特定の表示をすることを義務づける指令 2001/37 は、以下のように定める。

“Article 5 (2): Each unit packet of tobacco products [...] must carry the following warnings:

(a) general warnings:

1. ‘Smoking kills / Smoking can kill,’ or
2. ‘Smoking seriously harms you and others around you.’

[...]

Article 5 (5): The general warning required pursuant to paragraph 2(a) [...] shall cover not less than 30% of the external area of the corresponding surface of the unit packet of tobacco on which it is printed. That proportion shall be increased to 32% for Member States with two official languages and 35% for Member States with three official languages.”

各構成国は、ここに定められた結果を達成するために、それぞれの国内法制度に応じた方法を採用する。既存の国内法で対応できる場合には何もしなくてもいいし、議会立法をしてもいいし、政令を採択してもいい。したがって、指令は直接適用可能性を持たない。このように、指令は構成国の立法権限を前提としている。

3. 決定

特定の名宛人に対して個別事項に関して定立される、個別規範である。その限りにおいて、直接適用可能である。

B. 法規範定立過程

基本形は、委員会が提案し、理事会が決定する、その過程に議会が一定程度関与する、というものである。議会がどの程度関与するかにより、いくつかの類型に分けられる。法形式選択の場合と同様、どのような立法手続がとられるかは、それぞれの事項ごとに各条文に明記されている。すなわち、どのような事項にどのような立法手続が適切であるか（＝議会をどの程度関与させるのが適切であるか）は、基本条約交渉過程における政策決定による。『12章』の4章を参照。

C. EU法とEU構成国国内法との関係

講義では、上記の基本的事項に関する理解、および、国内法秩序における国際法の適用に関する一般的理解⁴を前提に、この問題を中心に扱う。これこそがまさにEUをして *sui generis* たらしめる問題だからである。

取り扱われる裁判例は、

- ・ [van Gend en Loos 事件 欧州司法裁判所判決](#)
- ・ [Costa 事件 欧州司法裁判所判決](#)
- ・ [マーストリヒト条約事件 ドイツ連邦憲法裁判所判決](#)

である。

これら事件の日本語での解説としては、

- ・ 伊藤洋一「ヨーロッパ法①～④」法学教室 263号～266号（2002年）
- ・ 中村民雄・須網隆夫（編）『EU法基本判例集』（日本評論社、2010年）

が特に優れている。

さらに深い検討のためには、以下の論文を参照されたい。

- ・ 伊藤洋一「EC法の優越とフランス憲法規範」[慶應法学](#) 12号(2009年)
- ・ 中村民雄「動く多元法秩序としてのEU」中村民雄（編）『EU研究の新地平』（ミネルヴァ書房、2005年）
- ・ 須網隆夫「EU法と国際法」福田耕治（編）『多元化するEUガバナンス』（早稲田大学出版部、2011年）

⁴ 酒井啓亘ほか『国際法』4編5章、大石眞『憲法講義I〔第2版〕』（有斐閣、2009年）序章3(2)、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011年）1編3章2節。